

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から40年11月まで
② 昭和45年1月から同年3月まで

A区に住んでいた時に、いつ頃なのか覚えていないが、当時住んでいたアパートに来た同区役所職員に国民年金に加入するのが義務だと言われ、その場で国民年金の加入手続きを行い、同区役所の集金人に夫婦の保険料を毎月納付していたことを覚えている。もう年取って昔のことを思い出すのが困難になってきているが、未納なく保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、A区に住んでいた時に、いつ頃なのか覚えていないが、当時住んでいたアパートに来た同区役所職員に国民年金に加入するのが義務だと言われ、その場で国民年金の加入手続きを行い、同区役所の集金人に夫婦の保険料を毎月納付していたことを覚えていると申し立てしているところ、申立期間②当時、同区において、国民年金専任徴収員の設置があったことが確認できる上、申立期間②の前後の期間は納付済みとなっており、申立人が3か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人と一緒に保険料を納付したとするその妻は、申立期間②は納付済みとなっている。

2 一方、申立期間①については、申立人は高齢のため国民年金の加入手続き及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明であ

る上、一緒に保険料を納付したとするその妻も申立期間①は未納である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで国民年金保険料については納付していたものと認められる。

関東（埼玉）国民年金 事案 5141

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、長男を出産した昭和 54 年頃に A 市役所で夫婦二人分の国民年金加入手続きを行い、同市役所窓口で夫婦二人分の保険料 8 万円から 9 万円くらいをまとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人が同市役所窓口で夫婦二人分の保険料 8 万円から 9 万円くらいを納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 55 年 4 月頃に払い出されたと推認され、この頃に国民年金の加入手続きを行ったと考えられるところ、その時点において、申立期間は現年度納付が可能である上、申立期間の夫婦二人分の保険料額は申立人の主張する金額とおおむね一致する。

また、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されているその夫の申立期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人のみが 12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（新潟）国民年金 事案 5145

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から54年3月まで

私の国民年金保険料は、20歳になった52年*月から結婚した59年12月まで、私の父が納付していた。当時、私の父は、私と母と姉の分の保険料を納付していたはずであり、申立期間のみ私の保険料が納付されていないことはあり得ない。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20歳になった昭和52年*月から結婚した59年12月まで、申立人とその母及びその姉に係る国民年金保険料をその父が納付していたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、55年12月頃に払い出されたと推認され、その払出時点では、申立期間のうち、53年10月から54年3月までの期間については保険料を納付することが可能な期間である。

また、特殊台帳の記録によると、当該期間直後の昭和54年4月から55年3月までの保険料が56年1月に過年度納付されていることが確認でき、その納付時点でも当該期間の保険料は納付することが可能であったなど、当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、昭和52年9月から53年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、

既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンライン記録の氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の確認等により調査したところ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7549

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで
厚生労働省の記録によると、A社B支店の資格喪失日が昭和49年6月30日に、同社本社の資格取得日が同年7月1日になっているため、同年6月が厚生年金保険の被保険者期間に含まれていない。

申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した申立人に係る在職証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に入社以来継続して勤務し（同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の担当者によると、申立期間当時の事務担当者の処理に誤りがあったと思われ、本来ならば同社B支店の資格喪失日を昭和49年7月1日とすべきだったとしていることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和49年6月の随時改定の記録から、

16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（群馬）厚生年金 事案 7552

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

厚生労働省の記録によると、A社B支店における資格喪失日は昭和37年6月30日になっており、次の同社C支店における資格取得日が同年7月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人の申立期間に係る「勤続十年」の表彰状及び複数の同僚の供述により、申立人がA社B支店及び同社C支店に継続して勤務し（昭和37年7月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和37年5月の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、A社は、「人事異動に伴い、異動元において厚生年金保険被保険者資格喪失届出に係る手続を行う際、同手続に手違いがあったものと思われる。」と回答している上、事業主が申立てどおりに申立人の資格喪失日を昭和 37 年 7 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格喪失日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7553

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 33 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、平成 19 年冬季分賞与の記録が無いことに気がついた。賞与から保険料を控除されているのに、厚生年金保険の記録に反映されないのは納得できないので、調査の上、申立期間を標準賞与の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された家計簿により、申立期間において、申立人に賞与が支給されていたものと認められる。

また、申立人と同様に申立期間の賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している平成 19 年 12 月分賞与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたものと推認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された家計簿に記載の金額により推定できる賞与額から 33 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無く不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せ

ざるを得ない。

また、政府の当該標準賞与額に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7554

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで
年金事務所から、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者になっていないと言われた。
しかし、申立期間に関連会社への異動があったが継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人はA社及びそのグループ会社に継続して勤務し（同社からB社（現在は、C社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、事業主が当時の取扱いでは異動日は月の初日であったと思われると回答している上、雇用保険の被保険者記録において申立人は昭和43年10月31日にA社を離職していることが確認できることから、申立人の異動日は同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における事業所別被保険者名簿の昭和43年9月の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（茨城）厚生年金 事案 7555

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで
年金事務所から、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者になっていないと言われた。
しかし、申立期間に関連会社への異動があったが継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人はA社及びそのグループ会社に継続して勤務し（同社からB社（現在は、C社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、事業主が当時の取扱いでは異動日は月の初日であったと思われると回答している上、申立人と同時期にA社からB社に異動した記録が認められる者の雇用保険の被保険者記録によると、昭和43年10月31日にA社を離職していることが確認できることから、申立人の異動日は同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における事業所別被保険者名簿の昭和43年10月の定時決定に係る記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（栃木）厚生年金 事案 7556

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和57年5月を10万4,000円、同年6月及び同年9月を9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月から57年9月まで
② 昭和58年9月
③ 昭和62年9月

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②並びにB社に勤務していた期間のうち、申立期間③に控除されていた厚生年金保険料額は、オンライン記録の納付額を超えた額となっている。申立期間①、②及び③について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①及び②の申立人の標準報酬月額については、申立人提出のA社の給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、当該期間のうち昭和57年5月を10万4,000円、同年6月及び同年

9月を9万8,000円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和56年8月から57年4月までの期間、同年7月及び同年8月並びに申立期間②については、上記給与支給明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間①のうち、昭和57年5月、同年6月及び同年9月に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料は保存しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③については、B社から提出された賃金台帳及び申立人提出の同社の給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っているものの、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7558

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人B営業所における資格取得日に係る記録を昭和61年5月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月28日から同年6月1日まで

私は、A法人C支部に勤務していたが、同D支部が人手不足のため全国の支部に要請があり、同B営業所に転勤となった。

私は、退職ではなく転勤であり、給与から厚生年金保険料が控除されているはずなので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録並びに、A法人C支部、同B営業所等の承継会社であるE社F部事務センターから提出された人事関係資料及び当時の給与支払処理方法に関する同センターの供述から判断すると、申立人は、A法人に継続して勤務し（昭和61年5月28日に同法人C支部から同法人B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人B営業所における昭和61年6月1日資格取得時のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、E社F部事務センターでは当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（山梨）厚生年金 事案 7559

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は19万8,000円、同年12月10日は39万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については履行していないと認められ、申立期間②については明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月10日

A社に平成12年6月から16年3月まで勤務したが、15年8月20日及び同年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、オンライン記録に賞与の記録が無いことに納得がいかないため、当該期間に係る賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①について、申立人から提出された給料支払明細書及びA社から提出された源泉徴収簿により、申立人は、平成15年8月20日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、給料支払明細書及び源泉徴収簿において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除

額から、19万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間①に係る保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間①の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、A社から提出された源泉徴収簿により、申立人は、平成15年12月10日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、上記の源泉徴収簿において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、39万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間②に係る賞与支払届を提出したか否かについては、不明と回答している上、当該届出の事実を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（山梨）厚生年金 事案 7560

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（32 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から 7 年 12 月 31 日まで
A 社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が 9 万 2,000 円に引き下げられているのはおかしい。給料支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初、32 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 12 月 31 日）より後の平成 8 年 2 月 7 日付けで、6 年 12 月 1 日に遡って 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、事業主及び役員を含む 7 人についても申立人と同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人の元同僚は、「申立人は講師だったので、経理や厚生年金保険の事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 32 万円に訂正することが必要である。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7562

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から同年9月1日まで

A社からB社に出向し、継続して勤務していた。会社から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、昭和37年8月1日から同年9月1日まで年金記録が抜けているのは納得がいかないので申立期間の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び同僚の所持する給与明細書から判断すると、申立人は、A社及びその関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

なお、異動日については、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年9月1日であることが確認できることから、同日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における事業所別被保険者名簿の昭和37年7月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成2年3月までの期間及び同年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年12月から平成2年3月まで
② 平成2年9月から同年12月まで

私は、昭和63年12月にA社を退職した後の期間については、父が国民年金の加入手続を行い、全て現金で保険料を納付していたと記憶しているが、ねんきん定期便を確認したところ、申立期間①及び②の保険料が未納になっている。

父がB社会保険事務所（当時）で説明を受けて手続を行った上、担当の方とやり取りした時のメモも残っている。

申立期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年12月にA社を退職した後に、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成2年8月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①の保険料を過年度納付し、申立期間②の保険料を現年度納付することは可能である。

しかしながら、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、同手続等を行ったとするその父は、高齢のため申立期間①及び②の保険料の納付時期、納付期間及び納付金額についての記憶が明確ではなく、当時の状況について不明である。

また、申立人の父がB社会保険事務所に相談に行った時に説明を受けた

とするメモには、未請求になっている還付金については、その決議を取り消して、平成2年4月から同年8月までの保険料を納付するとともに、3年1月から4年3月までの保険料を5年2月19日に納付するという主旨のことが記載されており、その内容から申立人の父が相談に行ったのは5年2月頃であり、その時点では、申立期間①及び②については時効により、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人及びその父が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（栃木）国民年金 事案 5138

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年9月から54年6月まで
父がA町（現在は、B町）役場で私の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料は町内の納税組合に納付していたと思う。
申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父が申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料は町内の納税組合に納付していたと思うとしているが、その父は既に他界していることから証言を得ることができず、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、これらについての具体的な状況は不明である。

また、申立人のA町国民年金被保険者名簿には「部落名C」が記載され、B町が保管するA町広報（昭和52年5月号）によりC貯蓄納税組合が存在していたことは確認できるものの、B町は、「同組合は平成11年に解散し組合長や会計担当者の氏名連絡先は不明。」と回答しているため、申立期間に申立人の世帯が組合に加入していたことは確認できない。

さらに、申立人のA町国民年金被保険者名簿の備考欄には昭和51年4月1日に取得した厚生年金保険記号番号が記載され、検認記録欄には申立期間を含む昭和51年度から54年度までは「社保」のゴム印があるとともに、申立人が所持する年金手帳の国民年金資格欄には51年4月1日喪失、59年8月1日取得と記載されていることから、申立期間は制度上保険料を納付することができない国民年金の未加入期間であったと考えられる上、

当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 40 年 3 月までの期間及び 45 年 4 月から平成 15 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 45 年 4 月から平成 15 年 1 月まで

申立期間①については、私は中学卒業後、A 区にある B 社に住み込みで働いていた。私の国民年金の加入手続はその勤め先の会社が行い、国民年金保険料もその会社が納付してくれていたのかもしれない。

申立期間②については、昭和 46 年頃、28 歳の時に独立した後 C 県 D 市（現在は、E 市）に転居し店を持った以後の期間は、自宅に納付書が届いていたものは全部納付していたので、国民年金保険料も納付していたはずである。国民健康保険及び税金等の未納や滞納は一切ない。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は中学卒業後、A 区にある B 社に住み込みで働いており、申立人の国民年金の加入手続は同会社が行い保険料を納付してくれていたのかもしれないと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとされる当該会社関係者からは事情を聴取することはできず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないためこれらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 40 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は現年度納付及び過年度納付が可能な期間となるが、上記のとおり、国民年金の加入手続及び保険料納付状況が不明である上、

当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、昭和 46 年頃、28 歳の時に独立した後 C 県 D 市に転居し、自宅に納付書が届いていたものは全部納付していたので、国民年金保険料も納付していたはずであるとしているが、申立人は、国民年金の住所変更手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の住所が A 区のまま昭和 55 年 12 月不在決定、平成 24 年 12 月不在判明の記録が確認できることから、同区において納付書制度が実施された昭和 45 年 4 月以降、保険料が納付されず、55 年 12 月に不在決定されたと推認されるほか、申立人は C 県 D 市に転居後は国民年金の住所変更手続を行っていなかったと推認されることから、転居後に同市において国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる上、当該期間は、394 か月と長期間であり、このように長期間にわたり、行政側の記録管理に不備があるとは考え難い。

なお、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が導入されており、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年7月から59年3月まで

私は、会社を退職後、A郡B町（現在は、C市）に帰省した昭和51年9月頃国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。

また、昭和53年8月に結婚しD市に転居した後は、同市役所で保険料を納付し、54年11月にE郡F町（現在は、G市）に転居した後に同年7月から同年10月分をまとめて、その後は3か月ごとに同町役場で保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年8月に結婚しD市に転居した後は、同市役所で国民年金保険料を納付し、54年11月にE郡F町に転居した後に同年7月から同年10月分をまとめて、その後は3か月ごとに同町役場で保険料を納付していたはずであるとしている。

しかしながら、申立人の戸籍の附票では、昭和53年8月16日から54年11月3日まではD市に居住していることが確認できるが、申立人の所持する年金手帳にはD市に住所変更した旨の記載が無いこと、申立人のE郡F町の国民年金被保険者名簿の異動事項の旧住所欄に「A郡B町H*-*」、備考欄に「S54年11月4日転入、S59年7月27日届」と記載されており、申立人は、54年11月4日にA郡B町から直接、E郡F町に転入した記録とされていることがうかがえることから、D市役所では納付書が発行されていなかったと考えられる。

また、申立人は、昭和54年11月にE郡F町に転居した後に、同年7月から同年10月分をまとめて、その後は3か月ごとに同町役場で保険料を

納付していたとしているが、上記のとおり 54 年 11 月 4 日の E 郡 F 町への住所転入届出日が、59 年 7 月 27 日であることから、申立期間当時、同町役場では納付書が発行されず、保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は義父の勧めで昭和 53 年 12 月に国民年金に加入し、その後 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者制度が始まり国民年金保険料の納付が不要となるまで、保険料を納付してきたつもりであったが、ねんきん特別便では 60 年 4 月から 61 年 3 月まで未加入ということであった。途中で国民年金をやめるわけがないので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 53 年 12 月に国民年金に加入し、その後 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者制度が始まり国民年金保険料の納付が不要となるまで、保険料を納付してきたつもりであった。途中でやめるわけがない。」と申述している。

しかしながら、申立期間当時、申立人は、厚生年金保険被保険者の配偶者であり国民年金の加入は任意であったところ、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」の被保険者の種別欄に「任意」、被保険者でなくなった日の欄に「昭和 60 年 4 月 11 日」「A 市」のゴム印が押されており、A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても同日に国民年金任意加入被保険者の資格を喪失した記録が確認できる上、申立人が申立期間当時、国民年金に再加入した形跡なども見られない。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から51年10月まで

私は、20歳になった昭和45年*月に当時年金委員をしていた私の父親から国民年金の加入を勧められ、父が加入手続を行い、国民年金保険料を納付したことは間違いない。申立期間の保険料が未納となっている記録に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について、当時年金委員をしていたその父が加入手続を行い、国民年金保険料の納付をしたと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされるその父は既に他界しており証言を得られず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立期間のうち、昭和45年12月から46年7月までの期間及び同年10月から50年9月までの期間については、厚生年金保険被保険者期間であることが確認でき、制度上国民年金に加入することはできない期間であるが、このことについて、申立人は、父は年金委員だったとはいえ、行政機関の職員ではないため、国民年金と厚生年金保険の二重加入ができないことを知らなかったためであり、国民年金保険料を納付したことは間違いないと申述しているところ、A市役所によれば、広報誌で周知している国民年金の加入について、年金委員が知らなかったとは考え難いとしている。

さらに、申立人が現在所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄には、申立人が婚姻後にB市で国民年金に任意加入した日である昭和53年3月4日と記載されている上、55年8月にB市から転入したA

市の国民年金被保険者名簿にも、同様の記載がされていることから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上保険料を納付することができない期間であり、当委員会においてオンライン記録の氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の確認等により調査したところ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 7548

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から5年11月1日まで
厚生労働省の記録によると、申立期間に係る標準報酬月額が、実際にもらっていた給料（19万円）より低く（8万円）なっている。

これは、会社が私の給料から標準報酬月額 19 万円に対応した厚生年金保険料を控除した上で、本来、会社が半分負担しなければならない分も私に負担させることにより、会社の負担を無くしていたからだと考えられる。

納得できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間における申立人の標準報酬月額は、平成2年10月1日から従前額よりも低い標準報酬月額が記録されていることが確認できるものの、申立人の標準報酬月額の記録には、遡及訂正等の不合理な処理の痕跡は見当たらない。

また、申立期間当時の事業主によると、申立人とは売上げが上がらないため給料を半分にし、標準報酬月額を低くするという話合いをしたとしている上、申立期間当時の取締役によると、申立人は給与計算も担当していたので標準報酬月額等についての知識があったはずであるとしており、前述の事業主も同様の供述をしている。

さらに、連絡先が確認できた同僚に、自身の記録等について照会したものの、回答を得ることができなかった。

加えて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も

無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7550

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 1 日から 53 年 1 月 10 日まで
A社のB支店で昭和 51 年 9 月から勤務（仕事内容：C）していたのに、厚生労働省の記録によると、同社における厚生年金保険の資格取得日が 53 年 1 月 10 日になっている。
納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、自社が保管する「52 年 10 月昇給資料」及び「52 年 12 月賞与資料」の申立人に係る年数欄に「9/21 より」と記載されていることから、申立人は、昭和 52 年 9 月 21 日から同社に勤務していたとしている上、同社における申立人の雇用保険の記録が同年 10 月 1 日からとなっていることから、申立人は、申立期間のうち、同年 9 月 21 日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、申立人の申立てどおりの厚生年金保険に係る届出を行っていないとしており、事業主から提出された申立人に係る「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の資格取得日も昭和 53 年 1 月 10 日となっており、オンライン記録及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人に係る資格取得日と一致している。

また、事業主は、申立人の給与から申立期間に係る保険料を控除していなかったとしており、事業主から提出された「昭和 52 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」においても、厚生年金保険料が控除されたことは確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 7551

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月 1 日から 57 年 11 月 1 日まで
② 昭和 58 年 5 月 1 日から 59 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 5 月 1 日から 63 年 4 月 1 日までA社に継続して勤務し、同社において厚生年金保険料を控除されていたのに、申立期間①及び②が国民年金の被保険者となっているのは間違いだと思う。

当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社のB店に勤務していた同僚が、「申立人が申立期間頃に同社C店に勤務していた。」と述べていることから、申立人が、勤務期間は特定できないものの同社C店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、当時の資料が保存されておらず、申立人に係る厚生年金保険の取扱いは不明と回答している。

また、申立期間当時、A社C店と同じ営業グループであるD地方の支店に勤務し、申立人と同様の記録となっている同僚が「申立期間当時は、国の記録どおり国民年金に加入していたと思う。」と述べているところ、申立人の国民年金被保険者台帳において、申立人が申立期間に国民年金に継続して加入し、かつ、遅滞なく国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 7557

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 44 年 4 月まで
② 昭和 51 年 1 月から 52 年 4 月まで
③ 昭和 56 年 5 月から同年 9 月まで

A社に、昭和 42 年 9 月から 44 年 4 月まで勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険の記録が無い。また、B社にC職として勤務していた申立期間②及びD社に勤務していた申立期間③について、厚生年金保険の記録が無い。申立期間①から③までの期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の当時の同僚 11 人に照会したところ、回答のあった7人のうち、3人の同僚が「時期は不明であるが、申立人が勤務していたことを覚えている。」と供述していることから、申立人は、申立期間①当時、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の当時の取締役は、「当時の人事資料は廃棄しており、当時、代表取締役だった父及び経理事務担当者は他界しているため、申立人の正確な勤務期間や厚生年金保険料控除については不明である。」と回答している上、回答の得られた同僚も「申立人に係る給与からの保険料控除や社会保険事務の取扱いについては分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除及び同社の社会保険事務の取扱いについては不明である。

また、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、B社の当時の同僚5人に照会したところ、2人から回答があり、そのうち1人は、申立人が同社に勤務していたことを記憶していることから、申立人は、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社の事業主及び上記の同僚からは申立人に係る厚生年金保険料の控除や同社の社会保険の取扱いについて具体的な供述を得られなかったことから、申立人の申立期間②に係る保険料の控除については不明である。

また、当該事業主は、「昭和51年頃には、25台以上のEを保有し、30人以上の従業員が勤務していた。厚生年金保険への加入は希望制だった。」と供述しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、昭和51年1月時点における被保険者数は、事業主夫婦を除くと2人、52年3月時点で5人であることから、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと推認される。

さらに、申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、D社の雇用保険の記録によれば、申立人は、昭和56年5月26日に被保険者資格を取得し、同年9月18日に離職していることから、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間③より後の平成2年3月1日であり、申立期間③当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主は既に他界しており、その妻に照会したが、回答を得ら

れない上、当時の同僚に照会することができず、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除及び同社における社会保険事務の取扱いについて確認することができなかったことから、当時の状況については不明である。

さらに、申立人が、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（山梨）厚生年金 事案 7561

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から24年3月まで

A社を辞めた後、B社に3年くらい勤務した。勤めた期間については、はっきり覚えていないが、一緒に勤めた同僚には同社における厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の仕事内容に関する具体的な申述及び同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が、B社（現在は、C社）に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、当時の資料は無いため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明と回答している。

また、当該事業所の厚生年金保険の加入の取扱いについて具体的に記憶している従業員はいない上、申立期間当時、当該事業所の厚生年金保険に加入していた従業員と一緒に勤務していたとして名前を挙げた複数の同僚についても、厚生年金保険の被保険者名簿に加入記録を確認することができない。

さらに、B社は、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、昭和21年11月1日に適用事業所となり、25年6月1日に適用事業所でなくなっているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険の被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見

当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。